

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」の概要

1. 趣旨

平成 28 年 3 月 31 日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）による雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の改正にあわせて、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）が規定され、また、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）等の一部が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から適用される予定である。

これを受けて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）の一部を改正する。

2. 概要

（1） 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正関係

派遣元事業主は、派遣労働者が育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業から復帰する際には、当該派遣労働者が就業を継続できるよう、当該派遣労働者の派遣先に係る希望も勘案しつつ、就業機会の確保に努めるべきであることに留意することとする。

（2） 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正関係

派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情に、「妊娠、出産等に関するハラスメント」及び「育児休業等に関するハラスメント」が含まれることを明確にすることとする。

3. 根拠法令

労働者派遣法第 47 条の 4

4. 適用日等

公布日 平成 28 年 10 月 20 日

適用日 平成 29 年 1 月 1 日